

平成26年度上期
檜葉町 町政懇談会

説 明 資 料

平成26年4月
檜 葉 町

— 目 次 —

1. 各課からの報告事項 1

- (1) 原子力損害賠償（生活支援課）
- (2) 避難生活に対する支援（生活支援課）
- (3) 住宅再建に対する支援（生活支援課）
- (4) 檜葉町除染検証委員会における検証結果（放射線対策課）
- (5) 檜葉町原子力防災対策検討委員会における検討結果
（環境防災課）
- (6) 檜葉町土地利用計画アクションプランの概要（復興推進課）

2. 帰町計画の概要及びこれまでの町取組状況
..... 12

(1) 帰町の判断
(2) 帰町に向けた取組状況

3. その他のお知らせ 18

- (1)消費税率の引上げに伴う給付措置（住民福祉課）
- (2)インフラ等整備状況（建設課）
- (3)町内商業仮設共同店舗の整備（新産業創造室）
- (4)廃棄物回収状況等（環境防災課）

(1)原子力損害賠償

原子力損害賠償の請求を希望される方は、以下の問い合わせ先までご連絡、ご相談下さい。

現時点で請求可能な賠償	精神的・財物・家財・農業・営業・就労 等
今後請求可能となる賠償	山林・お墓修繕・高額家財・住宅確保損害 等

※原発事故による損害賠償の請求については、東京電力との直接交渉や裁判以外に国の「原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)」を利用することもできます。

※ADRセンターは、直接交渉の結果に納得できない場合に、申立てを行うことができます。

※なお、町としても、平成25年10月24日に、原子力発電所事故から平成25年3月末までの損害として、税の減収分や原発事故に起因して発生した費用等の損害額分など、合計999, 095, 601円の損害賠償を正式に請求しました。

■お問い合わせ先:
生活支援課 損害賠償支援係 電話 0246-46-2551 (内102)
東京電力(株)いわき補償相談センター 電話 0246-22-8841
東京電力(株)財物賠償相談専用ダイヤル 電話 0120-926-596

(2)避難生活に対する支援

①応急仮設住宅及び借上げ住宅について

- 応急仮設住宅及び借上げ住宅の期間は、現在のところ、平成27年3月末までとなっています(災害救助法適用により1年ごとに更新)。
- 仮設連絡員の派遣事業は、今年度は、町振興公社へ委託しています。
- 65歳以上の家庭については、昨年同様、生活支援相談員・民生委員・町が連携して、健康管理などを行います。

②一時帰宅時宿泊助成について

遠方(いわき市・川内村・広野町以外)に避難されている方で、清掃・住宅の手続き等のために檜葉町の自宅に一時帰宅する際、所定の施設に宿泊する場合に、町から、一人4, 000円を助成いたします。ぜひご利用下さい。

※対象施設・・・よこ川荘、勿来の関荘、新舞子ハイツ、かんぽの宿

■お問い合わせ先:
生活支援課 仮設住宅係 電話 0246-46-2551 (内108)

(3)住宅再建に対する支援

①家屋の被害状況調査

町では、今年度も、住まいとして使用していた家屋の被害状況調査を実施します。

この調査は、家屋の被害の程度を判定するもので、被害の程度に応じて、被災者生活再建支援金(下記)の受取の申請をすることができます。

■お問い合わせ先:

生活支援課 生活再建係 電話 0246-46-2551 (内102)

②被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金とは、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」からなる制度です。

<対象となる世帯>

- ・居住していた家屋の被害程度が全壊(全焼・全流失)判定を受けた世帯
- ・居住していた家屋の被害程度が大規模半壊の判定を受けた世帯
- ・居住していた家屋の被害程度が半壊であって、危険を防止するためなどやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体させられた世帯

<支援金額>

○り災判定が全壊・大規模半壊の場合

■ 基礎支援金

住宅の被害程度により金額が決まります(世帯人員数により異なります。)。
全壊:75万円 又は 100万円 大規模半壊:37.5万円 又は 50万円

■ 加算支援金

生活の再建方法により金額が決まります(世帯人員数により異なります。)。
建設・購入:150万円 又は 200万円 補修:75万円 又は 100万円
賃貸住宅(公営住宅入居者を除く):37.5万円 又は 50万円

○り災判定が半壊の場合

環境省が実施する家屋解体に該当し、解体を行った場合のみ受給することができます。

基礎支援金、加算支援金のそれぞれが全壊の額で支給されます。

■お問い合わせ先:

生活支援課 生活再建係 電話 0246-46-2551 (内102)

(4) 檜葉町除染検証委員会における検証結果

町は、有識者からなる檜葉町除染検証委員会(委員長:東京大学アイソトープ総合センター長 児玉龍彦氏)を設置し、環境省の事業として行われてきた除染結果について効果的に空間線量率が低減しているかを以下検討事項に従い、これまで分析、検証を行ってきました。

【検討事項】

- ① 生活環境における線量管理と防護対策
- ② 個人の被ばく線量観測とコミュニケーション
- ③ 水と食品の安全確保
- ④ 農業・漁業の再興
- ⑤ 森林の安全確保
- ⑥ 災害廃棄物への対応等・移送のための交通網の確保

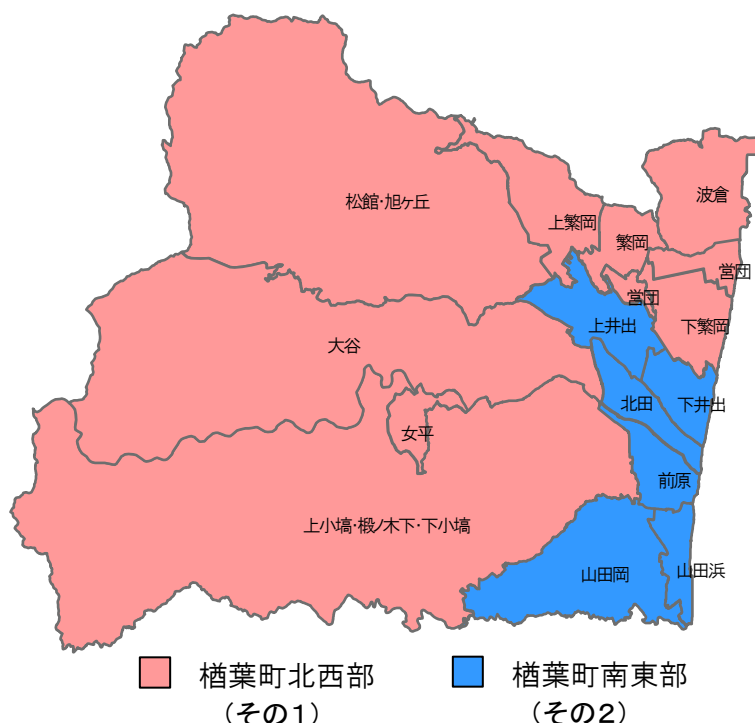
① 生活環境における線量管理と防護対策

<検討項目>

住宅の除染／除染未同意住宅の同意取得／除染未実施地区の除染／庭木等、樹木・茂みの対策／事後モニタリングとさらなる除染／モニタリングマップの作成／ガンマアイの活用／ガンマカメラの活用／蛍光ガラス線量計、汚染密度計測等各指標の活用／空気中ダストサンプリング／生活道路のモニタリング／フレキシブル・コンテナの保管・管理／仮置場の管理

(参考1) 除染の進捗状況

(環境省資料より抜粋)



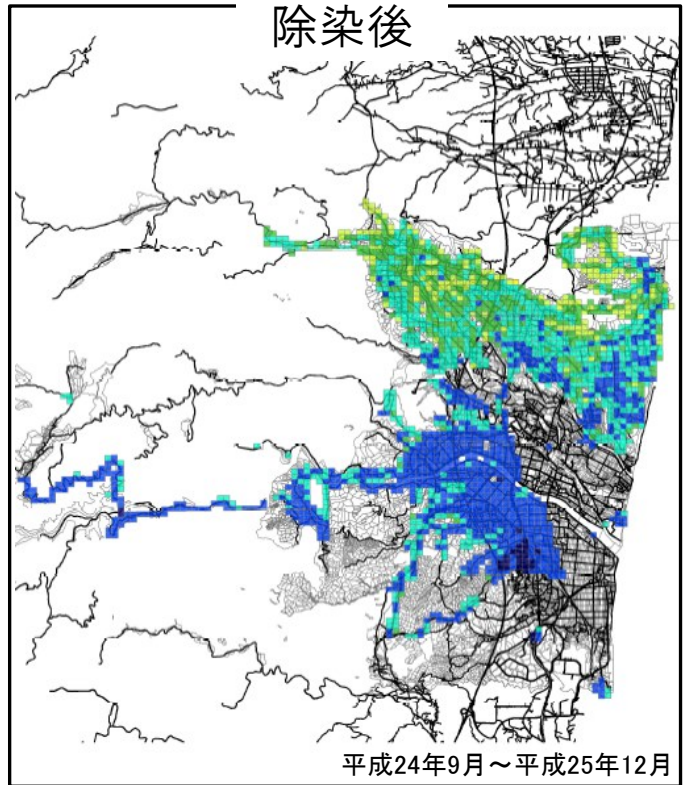
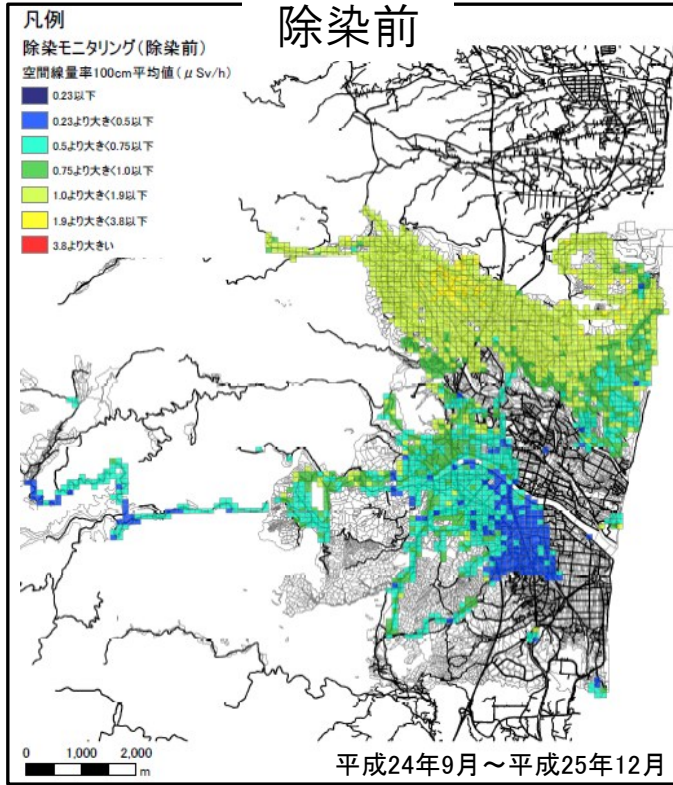
- ・計画されている除染は平成25年度末に作業が終了。
- ・新たに汚染が特定された地点や仮に取り残しがあつた場合には、線量等に応じ、フォローアップ除染を実施予定。

- ・工期:平成24年7月～平成26年3月
- ・除染対象地域:檜葉町全域
- ・事業者:前田・鴻池・大日本
特定建設工事共同企業体
- ・作業人員:最大約3,500人/日

※主な除染地域は公共施設、宅地等であり、森林(一部除く)等については除染未実施。

(参考2)線量マップ(平成24年度除染実施分)

(環境省資料より抜粋)



(参考3)基本方針の目標との比較

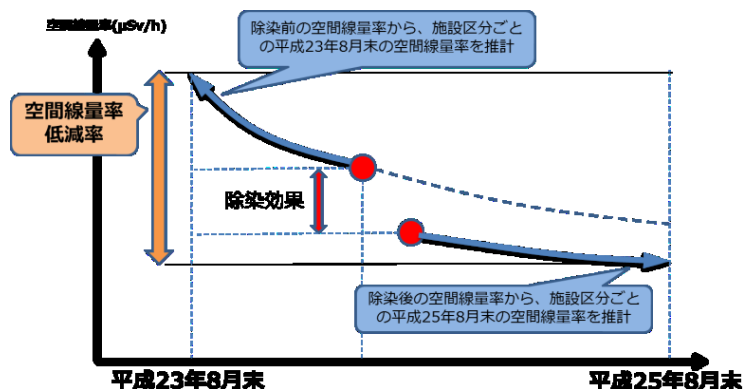
(環境省資料より抜粋)

- ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針において、右記の目標が示されている。
- ・櫛葉町の除染実施済みの地点について、平成25年8月末までのデータを用いて平成23年8月末から平成25年8月末までの追加被ばく線量の低減率(物理的減衰等を含む)を推計した結果、以下のとおり目標を達成。

○追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域について、

- ・平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現すること。
- ・平成25年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態を実現すること。

(参考)目標評価の基本的な考え方



	一般公衆	子ども
櫛葉町における追加被ばく線量の低減率(H23.8→H25.8)	約66%	約67%
基本方針の目標	約50%	約60%

(参考4) 宅地行政区別低減率

(環境省資料より抜粋)

行政区	データの個数	除染前 空間線量率 1m(μ Sv/h)	除染後 空間線量率 1m(μ Sv/h)	低減率
上繁岡	4,588	1.52	0.64	58%
繁岡	5,957	1.18	0.56	52%
波倉	2,060	1.15	0.64	44%
松館・旭ヶ丘	3,732	1.15	0.59	49%
北田 *	12	1.03	0.67	35%
宮団	6,440	0.94	0.45	52%
下繁岡	5,273	0.84	0.47	44%
女平	1,132	0.69	0.37	47%
大谷	6,713	0.68	0.34	50%
上小堀・榎木下	7,256	0.57	0.36	37%
上井出 *	27	0.42	0.32	23%
下小堀	9,091	0.41	0.27	34%
総計	52,281	0.85	0.44	48%

- * 先行して拠点除染を実施した結果であるため、データ個数が少なくなっている。
- ・除染前測定時期：平成24年9月～平成25年12月
 - ・除染後測定時期：平成24年9月～平成25年12月

(参考5) 今後の進め方(スケジュール)

(環境省資料より抜粋)

- ・計画されている除染は、平成26年3月末をもって作業が終了。除染終了後は、除染結果を順次報告。
- ・除染効果が維持されていることを確認するために事後モニタリングを実施予定。
- ・新たに汚染が特定された地点や仮に取り残しがあった場合には、線量等に応じ、フォローアップ除染を実施予定。

	平成26年											平成27年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
・除染作業	■													
・除染結果報告	■	■	■	■	■									
・仮置場への運搬等の作業	■	■	■	■	■	■	■							
・事後モニタリング		■	■	■	■	■	■	■						
・フォローアップ除染等 （未同意、災害復旧関連で未実施 の住宅等の除染を含む）							■	■	■	■	■	■	■	

(参考6) 空气中放射性物質濃度の測定結果

- ・平成26年1月～3月の各月毎に除染後の屋外(檜葉中学校、北小学校、南小学校、こども園、上繁岡集会所)において、空气中的ダストサンプリング調査を実施。
- ・いずれもCs134、Cs137は不検出であり、平成26年度についても引き続き測定を実施していく予定。

(参考7) 家屋内表面汚染密度の測定結果

- ・平成26年1月、2月に家屋内の線量が比較的高い箇所である居間、台所、寝室等の床面、壁面をスミアろ紙で拭き取りした後、GMサーベイメーターを用いて表面汚染密度測定を実施。(1月:14世帯対象、2月:14世帯対象)

		室内汚染密度測定				
		データ 測定箇所 数	不検出 (ND) 箇所数	検出され た箇所数	最大 (Bq/cm ²)	最小 (Bq/cm ²)
床面	居間	26	20	6	0.76	0.33
	台所	26	19	7	1.6	0.45
	寝室	17	11	6	1.2	0.37
	その他(注1)	15	7	8	1.3	0.31
壁面	居間	104	92	12	1.3	0.31
	台所	104	87	17	1.7	0.31
	寝室	68	63	5	0.66	0.37
	その他(注1)	60	32	28	(注2) 23.0	0.31

(注1) 洗面所、1階廊下、2階廊下、風呂場、2階部屋

(注2) 台所窓の棧の部分

(参考8) 仮置場計測データの動向

(環境省資料参考)

- ・仮置場付近の空間線量率は、入口付近で最大0.3uSv/h。
・浸出水、地下水からは、放射性物質は検出されていない。

No	仮置場名	1m空間 線量率 (μSv/h)	温度 ^{※2} (℃)		浸出水 ^{※3}				地下水 ^{※3}				測定日	除去土壌等(袋)
			平均値	最大値	Cs134	検出 下限値	Cs137	検出 下限値	Cs134	検出 下限値	Cs137	検出 下限値		
①	波倉(1)	0.21	33.7	38.4	ND	1.35	ND	1.31	ND	0.70	ND	1.00	2014/2/18	10,307
②	宮田	0.30	36.8	53.9	ND	1.21	ND	1.06	ND	0.82	ND	0.80	2014/2/7	21,956
③	下繁岡	0.14	20.0	37.7	ND	1.27	ND	1.17	ND	0.86	ND	0.93	2014/2/7	37,930
④	繁岡	0.30	24.3	46.1	ND	1.21	ND	1.06	ND	0.91	ND	0.95	2014/2/7	20,580
⑤	上繁岡	0.28	40.3	54.5	ND	1.06	ND	1.37	ND	0.70	ND	0.68	2014/2/7	35,564
⑥	松館・旭が丘滝 前	0.23	20.0	38.2	ND	1.06	ND	1.17	ND	0.66	ND	0.80	2014/2/7	5,003
⑦	松館・旭が丘所 布	0.21	36.7	47.5	ND	1.14	ND	1.17	ND	0.85	ND	0.95	2014/2/7	16,546
⑧	女平(1)	0.21	29.0	31.5	ND	1.14	ND	1.17	ND	0.74	ND	0.80	2014/2/7	10,172
⑨	女平(2)	0.23	12.8	19.5	ND	1.21	ND	1.37	ND	0.65	ND	0.77	2014/2/7	3,497
⑩	日暮国有林	0.20	- ^{※4}	- ^{※4}	ND	0.98	ND	1.06	- ^{※5}	-	-	-	-	4,808
⑪	下小堀・清水	0.24	30.1	38.3	ND	1.27	ND	1.28	ND	0.87	ND	0.95	2014/2/7	37,883
⑫	上小堀・大師作	0.12	15.6	28.3	ND	0.98	ND	1.45	ND	0.73	ND	0.77	2014/2/7	24,789
⑬	大谷山根	0.19	19.5	32.6	ND	1.27	ND	1.52	ND	0.95	ND	0.93	2014/2/7	24,344
⑭	大谷山岸・仲田	0.15	19.4	26.0	ND	1.44	ND	1.17	ND	0.79	ND	0.87	2014/2/7	13,208
⑮	上井出	0.25	- ^{※4}	- ^{※4}	ND	1.21	ND	1.06	ND	0.82	ND	0.92	2014/2/4	31,685
⑯	下井出	0.12	- ^{※4}	- ^{※4}	ND	1.39	ND	1.52	ND	0.72	ND	0.88	2014/2/19	40,040
⑰	前原海法付念田	0.09	- ^{※4}	- ^{※4}	ND	1.27	ND	1.45	ND	0.72	ND	0.89	2014/2/11	47,376
⑱	波倉(2)	0.21	- ^{※4}	- ^{※4}	ND	1.39	ND	1.52	ND	0.70	ND	1.00	2014/2/18	6,345
⑲	山田岡	0.12	- ^{※4}	- ^{※4}	ND	1.33	ND	1.28	ND	0.72	ND	0.83	2014/2/18	34,893
⑳	山田浜	0.12	- ^{※4}	- ^{※4}	ND	1.33	ND	1.28	ND	0.59	ND	0.81	2014/2/18	28,020
㉑	北田金道地	0.18	- ^{※4}	- ^{※4}	ND	1.14	ND	1.28	ND	0.78	ND	0.87	2014/2/11	8,241
㉒	北田大道下	0.20	- ^{※4}	- ^{※4}	ND	1.39	ND	1.28	ND	0.82	ND	1.00	2014/2/4	23,832
㉓	大坂	0.21	5.05	5.2	ND	0.43	ND	0.46	2013/11/2 6	- ^{※6}	-	-	-	2,915
㉔	乙次郎	0.20	9.95	11.6	ND	0.46	ND	0.48	2013/11/2 6	- ^{※6}	-	-	-	3,153

*1:100cmの高さで仮置場入口付近の空間線量率を測定。*2:2014年1月17日時点 可燃物の山の最大温度を記載。

*3:測定日は11/26~3/5。Cs134、Cs137の濃度を測定。浸出水の検出下限値は全て2Bq/l未満、地下水の検出下限値は全て1Bq/l未満で設定。

*4:⑩については可燃物がなく、⑮~⑳までは、設置中のため温度計未設置。

*5:⑩の地下水は、地下水位が低いため沢水を代替としているが、湯水期で水が流れておらず測定が出来なかった。

*6:観測井戸に地下水位なし。

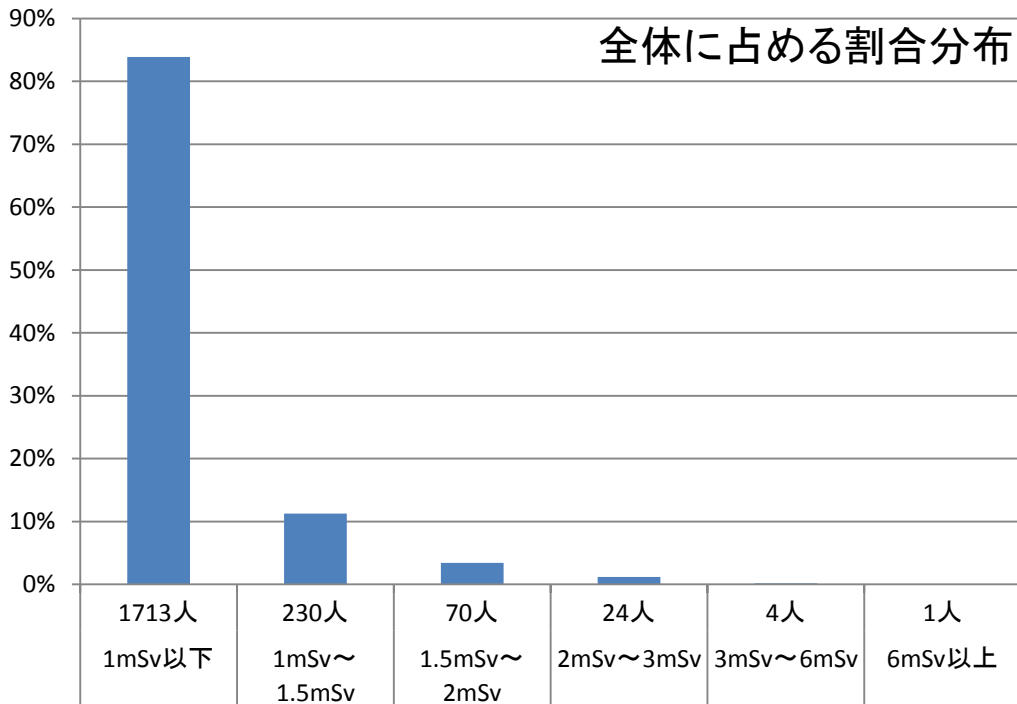
② 個人の被ばく線量観測とコミュニケーション

<検討項目>

個人被ばく線量の把握／WBC(ホールボディカウンター)検査／相談員制度

(参考)ガラスバッジ(累積線量計)の測定結果

- ・2042名の積算線量等について集計。
- ・貸与開始時期や返還時期が各自異なるため、一日あたりの平均積算量を算出し、それに365日をかけて、一年あたりの積算線量を推計で算出。



※累積線量計を用いて計測した期間が短い場合でも、年間積算線量として推計している。

③ 水と食品の安全確保

<検討項目>

ダム湖水の安全確認／上水道の水質管理／沢水を利用した簡易水道の水質管理／ストロンチウム飛散状況把握／食品に含まれる放射能濃度の把握

(参考1) 沢水放射性物質モニタリング調査結果

- ・沢水について、平成25年1月～平成26年2月に町内5ヶ所(大谷、上小埜、下小埜、山田岡、上繁岡)を測定。
- ・これまでの測定結果では、Cs134、Cs137ともに、すべての箇所では不検出。

・大谷……乙次郎地区飲料水供給施設上流取水地点
 ・上小埜……女平地区飲料水供給施設上流取水地点
 ・下小埜……榎木下地区飲料水供給施設上流取水地点
 ・山田岡……大坂地区飲料水供給施設上流水取水地点
 ・上繁岡……松館地区飲料水供給施設上流取水地点

(参考2) 地下水質のモニタリング調査における放射性物質濃度の測定結果

- ・平成24年1月～平成26年1月の各月毎に環境省が町内5か所(大谷、上小埜、下小埜、山田岡、上繁岡)のヨウ素、セシウム、ストロンチウム(上繁岡のみ)についてモニタリング調査を実施。
- ・上繁岡地区については、平成24年1月にストロンチウム90が検知されたが、その後の測定結果からはいずれも不検出。

- 地下水採取場所については下記飲料水供給施設(簡易水道)から直接採取
- ・大谷……乙次郎地区飲料水供給施設
 - ・上小埜…女平地区飲料水供給施設
 - ・下小埜…榎木下地区飲料水供給施設
 - ・山田岡…大坂地区飲料水供給施設
 - ・上繁岡…松館地区飲料水供給施設

④ 農業・漁業の再興

<検討項目>

農業用水の水質管理／米における放射性物質の把握／農作物(米以外)・魚類・畜産物・加工品における放射性物質の把握

(参考) 米における放射性物質の測定結果

- ・町内15ヶ所で水稻の実証栽培を行い、全袋検査を行った結果(平成25年11月26日確認)、県が定める基準値を超える米はなかった。

⑤ 森林の安全確保

森林除染の促進

森林除染については引き続き、国へ要望していく予定。

⑥ 災害廃棄物への対応等・移送のための交通網の確保

災害廃棄物・除染廃棄物

委員会の提言として、国へ要望予定。

委員会提言「子どもが胸を張れる檜葉町の復興のために」

除染検証委員会では、報告書のまとめとして、更なる安心感を持って帰還し暮らせる環境を保つために、除染の効果等の現状及び評価を踏まえ、避難指示見直し後も含めた今後の対応を検討し、「子どもが胸を張れる檜葉町の復興のために」と題して、以下の提言として取りまとめを行いました。

〈基本方針〉

提言1：基本方針

関係機関の協力のもと、生活する町民の目線で、きめ細やかな除染、健康管理、スクリーニングなどを継続して実施し、安心の持てる生活環境を保つために、町民一人ひとりも関心を持って取り組む。

〈除染活動等に関する取組方針〉

提言2：生活環境における線量管理と防護対策

震災前の美しい檜葉町を取り戻すことを最終的な目標として、生活環境における放射線量が国の定める除染の長期目標に達するまで環境回復に取り組みつつ、適切な管理と必要な防護対策を実施する。

提言3：個人の被ばく線量観測とコミュニケーション

町民に対し、外部被ばく・内部被ばく両面の継続的な健康観察を行うとともに、専門家と町民などとのコミュニケーションの場を設けて情報の共有を図りながら、町民が身近に相談できる仕組みをつくる。

提言4：水と食品の安全確保

町内から採れる水と食べ物には、高いレベルの安全を確保し、安心へとつなげる。

提言5：農業・漁業の再興

農業・漁業の再興のため、抜本的な環境回復策、及び全品検査体制の構築等の徹底した対策を講じる。

提言6：森林の安全確保

生活圏におけるさらなる安心の確保のため、町の7割を占める森林について、中長期的に放射線量のより一層の低減に取り組む道筋をつける。

〈環境回復を促進するための取組方針〉

提言7：災害廃棄物への対応

檜葉町の放射性廃棄物の処理促進のために、安全性確保のための最新技術を用いた災害廃棄物の減容施設を設置し、減容を進める。

提言8：移送のための交通網の確保

環境回復を加速化するために除染廃棄物の輸送路となる交通網を確保する。

(5) 檜葉町原子力防災対策検討委員会における検討結果

町は、有識者からなる檜葉町原子力防災対策検討委員会(委員長:東京都市大学工学部 教授 松本哲男氏)を設置し、東日本大震災及び原子力発電所事故を踏まえ、檜葉町地域防災計画(原子力災害対策編)を改定するに当たり、以下検討事項に従い、町の実効性ある原子力防災対策について審議しました。

【検討事項】

- ①原子力発電所の現状及び事故対応等の把握に関すること
(→原子力発電所の現状及び安全対策に関する所見)
- ②檜葉町地域防災計画(原子力災害対策編)の改定に必要な事項の検討に関すること
(→実施すべき原子力防災対策)

① 原子力発電所の現状及び安全対策に関する所見

■ 福島第一原子力発電所

- 事故の影響により、計算上、耐震性等には問題無いという結果が得られていても、損傷等がある可能性も否定できない。このため、総じて、通常の原子炉と比較して不透明な部分が大きいと言える。
- しかしながら、各種施設・設備には、災害時に備えた多重・多様なバックアップ対策をはじめ、地震・津波による複合災害、多機同時発災を想定した対応策が講じられ、安全への信頼性向上に向けた取組が進んでいる。

■ 福島第二原子力発電所

- 平成25年5月末をもって、冷温停止維持に関わる設備等の本設復旧を完了し、通常の原子炉において冷温停止が維持されている状態と同様であり、原子炉や使用済燃料プール内に保管されている燃料の冷却系統は多重化・多様化されていることから、危険性は格段に小さいと考えられる。

② 実施すべき原子力防災対策

檜葉町原子力防災対策検討委員会の提言

- 提言1: 災害対策本部機能の強化に資する不断の取組
- 提言2: 広域避難計画の策定
- 提言3: 放射線防護対策の確立
- 提言4: 新たな原子力災害対策重点区域の検討
- 提言5: 原子力緊急時対応システムの見直し

提言1： 災害対策本部機能の強化に資する不断の取組○原子力施設監視体制の確立

町は、原子力災害に備えるため、独自に、継続的に専門家から意見を聴取できる体制構築に取り組むこと。

○人材育成及びリスクコミュニケーション活動の促進

職員に対する放射線関連の資格取得、研修等への参加機会の提供、防災対策等に関するワークショップ等の参加の促進を図ること。

提言2： 広域避難計画の策定○避難マニュアルの整備など広域避難のための対策

複合災害等の状況において、要配慮者の避難に伴う心身の負担や被ばくへの不安などに配慮した対応、及び除染廃棄物が避難の障害となる可能性も検討し、広域避難計画に反映するとともに、これに基づき、避難マニュアルの整備に取り組むこと。

提言3： 放射線防護対策の確立○町独自の放射線計測情報ネットワークの仕組み構築

防災体制構築の一環として、自主防災組織、消防団その他の防災や放射線関係者(事業者を含む。)の協力を得るなどして、町独自に放射線計測情報を収集する仕組みを構築すること。

○個々人の被ばく線量に関する監視体制の整備・維持

原子力災害時に町民の被ばく線量を評価する一環として、適切なリスクコミュニケーションを実施した上で、日頃から、町民が個々人のレベルで被ばく線量を把握し、理解しておくよう取り組むこと。

提言4： 新たな原子力災害対策重点区域の検討

PAZ(予防的防護措置を準備する区域)
: 原子力施設から概ね半径5km以内を目安としている。

○町独自の予防的避難の範囲設定の検討

福島第一原子力発電所に関しては、木戸川以北の行政区について、町独自にPAZ内と同等の警戒態勢を敷いて対処すること。

提言5： 原子力緊急時対応システムの見直し○情報収集手段の複数化、多様化に向けた町独自の取組の検討

複合災害等の状況においても通信機能を多少でも確保して、通信が完全に途絶えることのない仕組みの検討、構築に取り組むこと。

(6) 檜葉町土地利用計画アクションプランの概要 (→別紙参照)

【復興推進課】

町は、有識者からなる檜葉町土地利用計画アクションプラン策定委員会(委員長:(公財)福島県都市公園・緑化協会 理事長 秋元正國氏)を設置し、檜葉町復興計画<第二次>(平成25年5月策定)の土地利用計画に基づき、より具体的な土地利用と産業再生の姿を定めた「檜葉町土地利用計画アクションプラン」を取りまとめました。

2. 帰町計画の概要及びこれまでの町の取組状況

(1) 帰町の判断

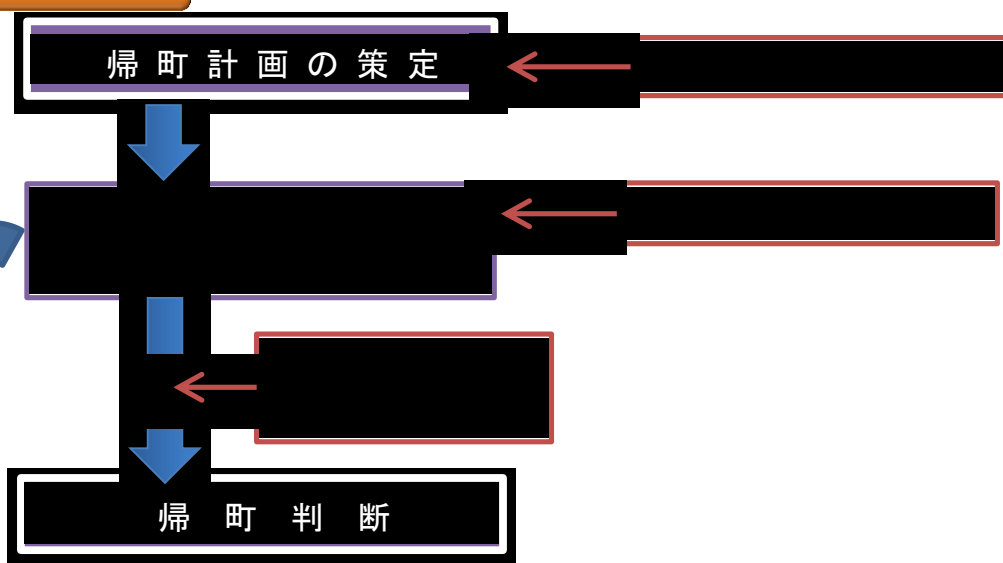
①「帰町計画」の策定

- 避難指示の解除に当たっては、町民が帰還可能な状況に至っているか十分に見極める必要があります。解除は最終的に国が行うこととなっていますが、檜葉町の実情をよく把握している町としても、国任せとせずに、しっかりと確認するべきという考えから、檜葉町復興計画〈第二次〉において平成26年春に帰町の判断を行うこととしました。
- 町は、町民や議会等の理解を得ながら帰町準備を進めていくため、復興推進委員会及び議会に諮りつつ、帰町に向けた考え方・進め方を示した「帰町計画」を策定しました。

②「帰町の判断」の方法・進め方

- 「安全の確保」と「生活に必要な機能の回復」は帰町の大前提となるものです。帰町計画では、これら2つの条件が充足されているかについて、「帰町判断の考慮要件」を一つ一つ確認し、町民や議会からのご意見も踏まえて総合的に勘案しながら帰町の判断を行うこととしています。

帰町判断の進め方



帰町の条件

安全の確保

帰町判断時において、町民が町で生活する上での安全が確保されていることが求められる。

生活に必要な機能の回復

原則として帰町開始時まで、町民の生活に必要な公共インフラや生活関連サービスの機能が回復する(帰町判断時においてその見通しが立っている)ことが求められる。

24項目にわたる「**帰町判断の考慮要件**」に基づき、これらの充足状況を確認

③ 帰町判断の考慮要件

考慮すべき要件			要件の具体的内容の説明	
安全の確保	除染の効果		住宅除染が終了し、その結果、居住環境において、十分線量が低下しており、今後、現在の水準を超える可能性が極めて低いと見込まれること（今後、さらなる除染が必要な箇所が生じた場合、その必要な体制整備の目途が立っていること）	
	除染廃棄物等の管理体制		仮置場の安全性が確保されるとともに、移送の目途が立っていること	
	放射線モニタリングの実施体制		継続的モニタリングの実施及び公表の体制が整備されていること	
			食品等の放射線測定の体制が整備されていること	
	放射線影響への対応体制		ホールボディカウンターによる内部被ばく検査など、町民の健康管理体制が整備されていること	
			町民が放射線に対する知識を持ち、低線量下での生活における対処方法を理解するための取組を実施していること	
	原子力発電所の安全対策		福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の安全対策が施されていること	
			原子力発電所事故の収束に向けて、福島第一原子力発電所の廃炉に係る作業が着実かつ計画的に実施されていること	
防災・防犯対策		災害発生時における避難等の対応に係る計画が策定され、必要な防災対策実施の目途が立っていること		
		不審者等の対策がとられ、町民が安心して町内に居住できること		
生活に必要な機能の回復	電気・ガス・通信・上下水道		津波被災地区を除き、復旧していること（上水道については、水道水の放射性物質の継続的モニタリングの体制が整備されていること）	
	交通インフラ	道路	津波被災地区を除き、生活道路が復旧し、通行に支障がないこと	
			交通渋滞による町民の日常生活への影響を極力緩和するために必要な対策実施の目途が立っていること	
		バス	町民バスの運行などにより町内交通手段が確保されていること	
		鉄道	ＪＲ常磐線「広野駅－竜田駅」区間の運行再開の目途が立っている（又は代替交通手段の確保がなされている）こと	
	日常的な買い物環境		地元商店の再開等により、日常的な買い物環境が復旧していること 高齢者・要介護者など要支援者の買い物を支援する体制整備の目途が立っていること	
	医療、介護・福祉		町内の一次医療が確保されていること	
			周辺自治体を含め、救急・二次医療の体制が確保されていること	
			必要な福祉・介護サービスの確保の目途が立っていること	
	学校・保育		こども園、小・中学校の再開に向けて、必要な準備（通学手段の確保等）が整う目途が立っていること	
	役場機能、その他公共サービス		町役場の再開に向けて、必要な準備が整っていること	
			主な公共・公営施設が利用可能な状況になっていること	
廃棄物の速やかな収集・運搬が可能となっていること				

帰町判断時において充足されているべき要件

帰町開始時までに充足されているべき要件

(2) 帰町に向けた取組状況

①-1 除染、仮置場

帰町判断の考慮要件

■ 除染の効果

- ・住宅除染が終了し、その結果、居住環境において、十分線量が低下しており、今後、現在の水準を超える可能性が極めて低いと見込まれること(今後、さらなる除染が必要な箇所が生じた場合、その必要な体制整備の目途が立っていること)

■ 除染廃棄物等の管理体制

- ・仮置場の安全性が確保されるとともに、移送の目途が立っていること

これまでの取組状況

【除染】

- ・環境省による直轄除染は、平成25年度末をもって、計画されていた作業が終了。
- ・町は、有識者からなる檜葉町除染検証委員会を設置し、除染の効果等について検証を行った(P3～9参照)。その結果、町全体の線量は、現在居住がなされている県内他地域と比較して同等レベルであり、希望する方は帰還して居住することは可能と考えられる。しかしながら、山間部を中心として依然として比較的線量の高い地域は残っているため、今後の継続的な除染や必要な防護対策の取組が必要であるとの評価。
- ・また、檜葉町の除染実施済み地点について、平成25年8月末までのデータを用いて平成23年8月末から平成25年8月末までの追加被ばく線量の低減率(物理的減衰等を含む)を推計した結果、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に定める目標(一般公衆50%減、子ども60%減)を達成している。

【仮置場】

- ・町内24箇所の仮置場用地(借用期間は、原則3年間。)を確保。このうち、16箇所は施工完了、8箇所は施工中。環境省が定期的に点検、管理を実施している。
- ・除染検証委員会においても、仮置場は適正に管理されているとの評価。今年から町民も確認体制に参画する仕組み作りを予定しており、より一層の安心につながることを期待。

①-2 放射線モニタリング

帰町判断の考慮要件

■ 放射線モニタリングの実施体制

- ・継続的モニタリングの実施及び公表の体制が整備されていること
- ・食品等の放射線測定が整備されていること

これまでの取組状況

【放射線モニタリング】

- ・除染検証委員会による検証の結果、放射線モニタリングの実施体制は概ね整備され、水道水も検査・監視の実施により、人体に影響が出るほどの放射性物質の混入は防げるとの評価。
- ・モニタリングポストを町内42箇所設置。リアルタイムでの線量の確認が可能。
- ・公共施設等のモニタリングは、町内113箇所毎月実施し、広報誌等で公表。
- ・町内5箇所、空気中放射性物質濃度の測定を実施し、公表。
- ・町公民館に、食品等簡易分析検査器(6台)、ゲルマニウム半導体検出器(1台)設置。

①-3 放射線健康管理

帰町判断の考慮要件

■放射線影響への対応体制

- ・ホールボディカウンターによる内部被ばく検査など、町民の健康管理体制が整備されていること
- ・町民が放射線に対する知識を持ち、低線量下での生活における対処方法を理解するための取組を実施していること

これまでの取組状況

【放射線健康管理】

- ・ホールボディカウンターは、ひらた中央病院、ときわ会常磐病院、JFAメディカルセンターにおいて検査体制が確立されており、町民は無料で受検できる。
- ・被ばく線量の把握のため、ガラスバッチや空間線量計が町民に配布されており、櫛葉町除染検証委員会としては、町民の放射線健康管理の体制は整備されているとの評価。
- ・ガンマカメラ等を活用し、除染後の家屋周辺の線量を効果的に把握。
- ・有識者による講演会開催、小中学生の保護者向けリスクコミュニケーション実施。
- ・第三種放射線取扱主任者講習の実施により町民の資格取得を支援し、得た知識を活かして、町民同士のリスクコミュニケーションを促進。

② 防災・防犯

帰町判断の考慮要件

■原子力発電所の安全対策

- ・福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の安全対策が施されていること
- ・原子力発電所事故の収束に向けて、福島第一原子力発電所の廃炉に係る作業が着実かつ計画的に実施されていること

■防災・防犯対策

- ・災害発生時における避難等の対応に係る計画が策定され、必要な防災対策実施の目途が立っていること
- ・不審者等の対策がとられ、町民が安心して町内に居住できること

これまでの取組状況

【原子力防災】

- ・有識者からなる櫛葉町原子力防災対策検討委員会を設置し、原子力発電所の現状及び安全対策の実施状況を確認。特に、福島第一原発は、総じて通常の原子炉と比較して不透明な部分が大きいと言えるが、各種施設・設備には多重・多様なバックアップ対策等が講じられ、安全への信頼性向上に向けた取組が進んでいると評価。
- ・その上で、町が実施すべき原子力防災対策について5項目の提言がなされ、今後、櫛葉町地域防災計画(原子力災害対策編)に反映予定。

【防災計画】

- ・防災会議において、震災の教訓等を踏まえ、櫛葉町地域防災計画を今年5月に改定。
- ・県広域避難計画の策定を受けて、町としても広域避難計画を策定。

【防災・防犯体制】

- ・特別警戒隊の24時間パトロール、双葉警察署によるパトロールの継続的实施。
- ・防犯カメラの設置を検討。

③ 公共インフラ

帰町判断の考慮要件

■電気・ガス・通信・上下水道

- ・津波被災地区を除き、復旧していること(上水道については、水道水の放射性物質の継続的モニタリングの体制が整備されていること)

■交通インフラ

(道路)

- ・津波被災地区を除き、生活道路が復旧し、通行に支障がないこと
- ・交通渋滞による町民の日常生活への影響を極力緩和するために必要な対策実施の目途が立っていること

(バス)

- ・町民バスの運行などにより町内交通手段が確保されていること

(鉄道)

- ・JR常磐線「広野駅－竜田駅」区間の運行再開の目途が立っている(又は代替交通手段の確保がなされている)こと

これまでの取組状況

【電気・ガス・通信・上下水道】

- ・基本的に、津波被災地区を除いて復旧済みであり、通常どおり使用可能となっている。
- ・国の支援を活用して、浄化槽の復旧工事を支援。
- ・上水道、飲料水供給施設においては、放射性物質の継続的モニタリング体制が整備されている。沢水、地下水質からもヨウ素、セシウムは検出されていない。

【交通インフラ】

(道路)

- ・町道の復旧はほぼ完了し、生活に支障が無い状況となっている。
- ・県道は、津波被災を受けた広野・小高線の一部が通行止めとなっているが生活に大きな支障はなく、これ以外は復旧済みである。
- ・国道の復旧は完了し、全線で利用可能となっている。
- ・常磐自動車道「広野－常磐富岡間」については、復旧工事が完了し、平成26年2月22日に再開通となっている。

(バス)

- ・町内の交通手段として、デマンド形態による町内のバス運行を実施。JR常磐線の運行再開後は、木戸駅、竜田駅の列車到着時刻に合わせたバス運行とする予定。

(鉄道)

- ・JR常磐線「広野駅－竜田駅」区間は、既に復旧工事を終えており、帰町判断の時期に併せて、常磐線の運行再開を予定。常磐線の利用促進により、国道6号の渋滞緩和につながる事が期待。

④ 生活関連サービス、公共施設等

帰町判断の考慮要件

■ 日常的な買い物環境

- ・地元商店の再開等により、日常的な買い物環境が復旧していること
- ・高齢者・要介護者など要支援者の買い物を支援する体制整備の目途が立っていること

■ 医療・介護・福祉

- ・市内の一次医療が確保されていること
- ・周辺自治体を含め、救急・二次医療の体制が確保されていること
- ・必要な福祉・介護サービスの確保の目途が立っていること

■ 学校・保育

- ・こども園、小・中学校の再開に向けて、必要な準備（通学手段の確保等）が整う目途が立っていること

■ 役場機能、その他公共サービス

- ・町役場の再開に向けて、必要な準備が整っていること
- ・主な公共・公営施設が利用可能な状況になっていること
- ・廃棄物の速やかな収集・運搬が可能となっていること

これまでの取組状況

【日常的な買い物環境】

- ・日常的な買い物環境を確保するために、町内に商業仮設共同店舗を整備中。
- ・要支援者の在宅福祉サービスの一環で、買い物、食事等の支援として、宅配サービス利用、介護付き格安タクシー運行などについて、社会福祉協議会等と協議を進めている。
- ・小売店による移動販売の実施について検討中。

【医療・介護・福祉】

- ・市内診療所は、再開に向け、修繕・清掃を実施済み。
- ・市内歯科医院は、今年6月にいわき市の仮設住宅に仮設診療所を開院する予定。平成26年度中に町内にある診療所の修繕を行い、段階的に檜葉町での診療にシフトさせる計画。
- ・町外への通院等が必要な方は、常磐線の運行再開後は、電車の利用が可能となる。
- ・介護福祉施設は、再開に向け、施設の復旧工事、職員の確保準備等を進めている。

【学校・保育】

- ・南小学校及びこども園は改修工事が完了し、清掃すれば使用できる状況にある。また、中学校は現在改築中で、平成26年度中に校舎が完成予定。
- ・除染はほぼ終了しており、今後更なる放射線量の低減のために取り組む予定。
- ・今後、教材や備品等の確保・充実、放射線に対する安心を図るためのモニタリング体制の確保や防護策等の対応、檜葉への通学・通園の意向調査、通学・通園手段の確保、職員等の人材確保、こども園の多目的化などの課題について検討中。

【役場機能、その他公共サービス】

- ・檜葉の役場庁舎、公民館、サイクリングターミナル等の復旧工事に着手しており、主な公共施設については、平成26年度中に災害復旧工事が完了予定。
- ・帰町判断後、速やかに檜葉において役場機能の一部再開を行う。
- ・廃家電四品目、粗大ごみ、し尿処理については、収集・運搬を実施している。

(1)消費税率の引上げに伴う給付措置

①臨時福祉給付金について

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への経済負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、給付金を支給するものです。

②子育て世帯臨時特別給付金について

臨時福祉給付金と同様、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものです。

両給付金の制度の概要

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金	
		支給対象者	対象児童
基準日	平成26年1月1日	平成26年1月1日	平成26年1月1日
対象範囲	住民基本台帳に記録されている者	平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者等	支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童等
税、所得の要件	○市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）等 ○市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者	平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者	
対象外の範囲	生活保護制度内で対応される被保護者等は除く		○臨時福祉給付金の対象者は除く ○生活保護制度内で対応される被保護者等は除く
給付額	1人につき1万円（加算措置対象者は1万5千円）	対象児童1人につき1万円	

※給付金の申請手続きについては、後日ご案内いたします。

(2)インフラ等整備状況

①町道等の復旧状況について

現在、東日本大震災に伴う災害復旧工事を行っているところでありますが、津波被災地区及び一部の地域で通行止めや通行に支障を来している箇所がございます。しばらくご不便、ご迷惑をお掛けしますが、現地の案内看板や誘導員の指示により安全に通行されますようご協力をお願いいたします。

②津波被災地区の県事業について

県道、津波被災地においても、災害復旧工事を下表の工程にて行っているところです。通行止めや通行に支障を来している箇所がございますので、安全に通行されますようご協力をお願いいたします。

県事業工程表

路・河川	測量設計	用地買収	工事
前原・山田浜・井出海岸災害復旧工事	25年度	26年度	28年度末完了予定
波倉海岸災害復旧工事	25年度	関係機関と協議中	
木戸川・山田川災害復旧工事	25年度	26年度	28年度末完了予定
井出川災害復旧工事	26年度	26年度	28年度末完了予定
県道広野・小高線改築事業 (山田浜～天神岬入口交差点)	25年度	26年度	28年度末完了予定
海岸防災林整備事業	26・27年度	26年度～	32年度末完了予定

③下水道・浄化槽等について

<下水道>

町内の下水道は、平成25年12月から全域で使用可能となっています。

上水道の使用再開を希望される場合には、開栓作業当日の立会いが必要となりますので、日程等を双葉地方水道企業団へ直接ご相談ください。

■お問い合わせ先:

双葉地方水道企業団 電話 0240-25-5315

<浄化槽>

下水道区域外で浄化槽等が被災した場合は、合併浄化槽新設に係る補助制度があります。(下水道区域内の場合は、公共下水道へ接続をお願いします。)

詳しくは、建設課下水道係までお問い合わせください。

■お問い合わせ先:

建設課 下水道係 電話 0246-38-6994

④一般廃棄物(し尿及び汚泥)の汲み取りについて

震災により溜まったままの一般廃棄物(し尿及び汚泥)は、1回に限り環境省が回収することとなり、平成25年7月から調査票を全世帯及び事業所に送付し、その回答に基づき、委託業者が平成25年8月から回収を実施しております。

平成25年度に回収できなかったし尿及び汚泥は、平成26年度で回収いたします。詳しくは環境省福島環境再生事務所浜通り南支所までお問い合わせください。

■お問い合わせ先:

環境省福島環境再生事務所 浜通り南支所 電話 0240-25-8993

⑤町内に計画する公営住宅について

東日本大震災の津波災による流出及び地震災により住宅が半壊以上の被害を受け、解体せざるを得ない世帯を対象に、災害公営住宅の整備を行います。

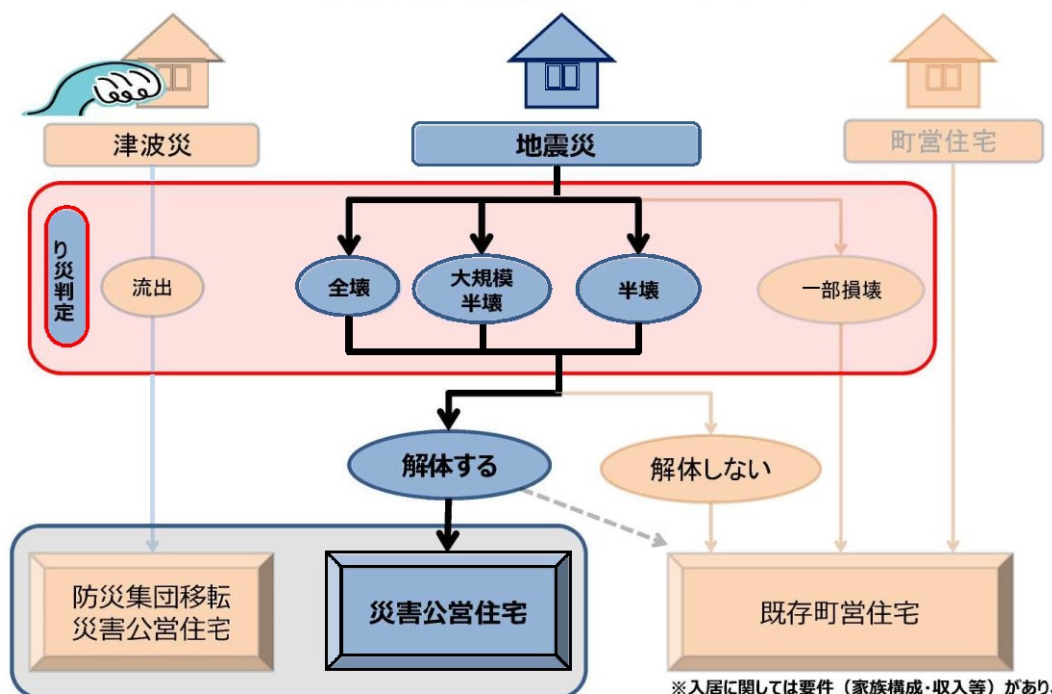
(下記フローチャート参照)

今後整備必要戸数を決定した後、建設を進めてまいります。

なお、災害公営住宅については、「地震災による住宅のり災判定が半壊以上で、解体せざるを得ない世帯」が対象となります。

また、原子力災害により避難指示を受けている方が入居できる福島県復興公営住宅については、主に帰還困難区域に居住していた方が対象であり、現在のところ「櫛葉町」は含まれておりません。

公営住宅入居条件 フローチャート



(3)町内商業仮設共同店舗の整備

町では、生活インフラの中でも特に重要な、小売及び飲食のサービスを提供する施設として、町民の皆様も一時帰宅時などに利用できるよう、町内に商業仮設共同店舗を整備することとしました。

①設置場所

檜葉町役場西側駐車場内(国道6号沿線)



②出店事業者

以下の4店舗

- ・小売店・・・ ブイチェーンネモト
- ・飲食店・・・ 武ちゃん食堂、押田、おらほや

③整備スケジュール

平成26年4月中	建築設計完了
平成26年6月上旬	建築開始
平成26年8月上旬	オープン予定

④整備主体

(独)中小企業基盤整備機構により整備(完成後、檜葉町に施設移管)

(4) 廃棄物回収状況等

①粗大ごみの回収状況について

(平成26年4月10日現在)

受付期間	平成26年1月15日～3月28日
回収期間	平成26年2月10日～4月10日
受付件数	2,313件(完了463件、予定(※1)1,850件)

(※1) 平成26年4月～7月の回収予定件数

②廃家電の回収状況について

(平成26年4月10日現在)

受付期間	平成25年6月24日～平成26年3月31日
回収期間	平成25年7月1日～平成26年4月10日
回収件数	1,891件(完了1,648件、予定(※2)243件)
品目別 回収実績	エアコン:(室内)221台、(屋外)221台 テレビ:1,914台、薄型テレビ:102台 洗濯機:1,657台 冷蔵庫:295台

(※2) 平成26年4月～10月の回収予定件数

③片付けごみの回収状況について

(平成26年3月31日現在)

回収期間	平成24年12月～平成26年3月31日
品目別 回収実績	可燃ごみ:1,881t 不燃ごみ:824t 計2,705t (南部衛生センター受入量:1,745t)

④浄化槽汚泥及び生し尿収集運搬状況について

(平成26年4月10日現在)

	受付件数	実施済件数	実施率
浄化槽	700件	140件	20.00%
し尿	472件	178件	37.71%
計(※3)	1,172件	318件	27.13%

(※3) 環境省による作業(浄化槽72件/月、生し尿50件以上/月)。
平成27年3月31日までに完了予定。